

木曾三川下流アダプト制度実施要項

～住民と行政の協働による、より良い木曾三川を目指して～

平成23年4月1日

国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所

目 次

第1条 目的

第2条 定義

第3条 活動内容

第4条 公募

第5条 申込み方法

第6条 協議

第7条 合意

第8条 合意の解除

第9条 支援

第10条 報告

第11条 雑則

付則

木曾三川下流アダプト制度実施要項

(目的)

第1条 この要項は、国土交通省木曾川下流河川事務所(以下「事務所」という)が管理する木曾三川下流管内において、地域で活動を行う団体、個人が、事務所と協働して、木曾三川下流に関する調査・研究、環境保全、愛護、文化・学習、河川利用の促進等に関する活動を行うことにより、木曾三川下流地域の特性にあった河川管理の推進を図るとともに、協働による地域のコミュニティの形成に寄与することを目的とする。

(活動範囲)

第2条 木曾三川下流とは事務所が管理する木曾川、長良川、揖斐川及びその支川を言う。ただし、木曾三川下流域の活動の一環として、この活動範囲を超える場合は、この限りではない。

(活動内容)

第3条 木曾三川下流アダプト制度による活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 木曾三川下流の調査及び研究に関すること。
- (2) 木曾三川下流の治水及び防災に関すること。
- (3) 木曾三川下流の美化及び清掃活動に関すること。
- (4) 木曾三川下流の河川環境保全に関すること。
- (5) 木曾三川下流の河川愛護に関すること。
- (6) 木曾三川下流の文化及び学習に関すること。
- (7) 木曾三川下流の河川利用に関すること。
- (8) その他、木曾三川下流の管理に関すること。

(公募)

第4条 事務所は広報により、木曾三川下流アダプト制度の合意を希望する団体等を公募する。

(申込み方法)

第5条 木曾三川下流アダプト制度の合意を希望する団体等は、事務所に木曾三川下流アダプト制度申込書(様式第1号)、団体によっては団体名簿(様式第2号)及び年間計画書(様式第3号)を提出するものとする。

(協議)

第6条 事務所は、前条の木曾三川下流アダプト制度申込書の提出があったときには、活動計画等について団体等と協議する。

(合意)

第7条 前条の協議において合意したときは、団体等と事務所の間で合意書(様式第4号)を取り交わすものとする。

- 2 活動計画等合意内容の変更をする必要が生じたときは、双方協議の上、合意内容を変更することができる。
- 3 事務所は、団体等が合意書の内容を履行しないとき、または合意内容を逸脱したときは、合意内容に基づく活動を行うよう指導及び助言することができる。
- 4 合意期間は合意の日から3月31日までとする。ただし、合意期間満了までに事務所から合意の取消、または団体等から解除申出書の提出がない場合は、合意期間を1年間延長するものとする。

（合意の解除）

第8条 団体等が活動を止めるときには、事務所に解除申出書（様式第5号）を提出することにより、合意を解除することができる。

- 2 事務所は、団体等が前条第3項の指導及び助言に従わないときは、解除通知書（様式第6号）により、合意を取り消すことができる。
- 3 前第2項の規定により合意を解除するときは、団体等は管理箇所を原状に回復し、事務所の確認を得なければならない。ただし、事務所が認める場合はこの限りでない。

（支援）

第9条 事務所は、団体等に対して、予算の範囲内で次の各号に定める支援を行うことができる。

- （1）木曾三川に関する資料及び情報の提供。
- （2）河川美化及び清掃に要する用具の支給及び貸与、ごみ処理等活動に必要な支援。
- （3）環境保全に関する資機材等必要な支援。
- （4）活動時に身につける証明書の発行。
- （5）会議室の貸与等、会議及び研修会の開催に必要な支援。

（報告）

第10条 団体等は、活動開始前には活動届・支援申請書（様式7）を、活動終了後には活動報告書（様式8）を事務所に提出するものとする。

- 2 団体等は、毎年4月中に年間計画書（様式3）を提出することとする。ただし、年間計画が定まっていない場合は、活動内容が決まりしだい年間計画書（様式3）あるいは活動連絡書（様式7）を提出すること。

（雑則）

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に事務所が定める。

付 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。